

第4弾佐賀県中小企業新事業 チャレンジ支援補助金第二次募集

新型コロナウイルスや原油・原材料価格の高騰により売上や収益に影響を受けている中小事業者が新たな発想で事業の変革に挑むチャレンジを支援します。

補助対象となる事業者

佐賀県内に店舗や事業所を有する中小事業者（個人事業者を含む）であって、下記

①又は②を満たす事業者

①令和4年4月～令和5年3月までの連続する6ヶ月のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が令和元年1月1日～令和4年3月31日の連続する6ヶ月の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること

②令和4年1月以降の任意の1ヶ月における主要原材料の平均仕入価格が令和3年と比較して20%以上上昇していることに加えて、粗利益が令和元年（平成31年）～3年の同月と比較して3%以上減少していること

※主要原材料：令和3年の年間仕入額が年間総仕入額の10%以上であること

補助対象となる取組項目

- ① 新商品（新サービス）の開発又は提供
- ② 販路の開拓・売上向上
- ③ デジタル化による生産性の向上
- ④ 複数の中小事業者による新たなビジネスの創生
- ⑤ 事業再構築（新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、事業再編等）
- ⑥ SDGs（持続可能な開発目標）への取組

対象事業のイメージ



セルフオーダーシステムを導入し業務を効率化



旅館の一部をカフェに改装し売り上げ向上



自動化設備導入によるデジタル化で生産性向上



飲食店のメニューを冷凍食品に加工し販売



展示会に出展し販路開拓・売上向上

補助率・補助額

補助率：補助対象経費の3分の2以内

補助額：下限50万円～上限200万円以内

申請方法等

①申請に必要な書類は、佐賀県産業イノベーションセンターのHPよりダウンロードしてください。

(<https://infosaga.or.jp/consultation/17.html>)

佐賀県産業イノベーションセンターHP



②詳細は「公募要領」をご確認の上、申請してください。

③事業計画を認定経営革新等支援機関と策定し、郵便物が追跡できる方法（簡易書留、宅配便など）で提出してください。

④提出期間終了後、申請書や関係書類の内容を審査し、採択又は不採択の結果を事務局から通知します。

【提出期間】

令和5年4月17日（月）～5月19日（金）

※令和4年12月9日以降に発生した経費から申請を受け付けます。

事業の実施

事業実施期間は、交付決定の日から令和6年1月15日までです（令和6年1月15日までに事業を完了いただく必要があります）。

補助対象経費の例

機械装置・システム構築費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託料、外注費、運搬費、研修費

お問合せ先及び申請書提出先

■佐賀県産業イノベーションセンター

第4弾佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金 担当 宛て

〒840-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114

☎0952-37-7871

（平日9時から16時30分まで。12時～13時を除く）